

【控除の種類と控除額】

控除の種類		控除額								
1	雑損控除	前年中に災害や盗難などにより資産に損失を生じた場合で、次のいずれかの多い方の金額 1. 差引損失額－総所得金額等の合計額×10% 2. 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円								
2	医療費控除	【医療費控除】 (前年中に支払った医療費－保険金等により補てんされた額)－【(総所得金額等の合計額×5%)または10万円のいずれか少ない額】 (限度額 200万円)								
		【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)】 特定一般医療品等購入費－保険金等による補てん額－12,000円(限度額 88,000円) (注)医療費控除とセルフメディケーション税制は選択制です。どちらか一方しか受けられません。								
3	社会保険料控除	前年中に支払った社会保険料(国民健康保険税、健康保険料、介護保険料、国民年金保険料など。給与から控除されたものを含む。)の全額								
4	小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金除く)、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の合計額の全額								
5	生命保険料控除	(1)平成23年12月31日以前に締結した保険契約分(旧契約) (次のA. Bの合計額) A. 一般の生命保険料の前年中の支払額を下の計算式で計算した額 B. 個人年金保険料の前年中の支払額を下の計算式で計算した額 旧生命保険料の計算 <table border="1"> <tr> <td>15,000円以下の場合</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下の場合</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下の場合</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超の場合</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>	15,000円以下の場合	支払額の全額	15,000円超40,000円以下の場合	支払保険料×1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下の場合	支払保険料×1/4+17,500円	70,000円超の場合	35,000円
		15,000円以下の場合	支払額の全額							
15,000円超40,000円以下の場合	支払保険料×1/2+7,500円									
40,000円超70,000円以下の場合	支払保険料×1/4+17,500円									
70,000円超の場合	35,000円									
(2)平成24年1月1日以後に締結した保険契約分(新契約) (次のA. B. Cの合計額) A. 一般の生命保険料の前年中の支払金額を下の計算式で計算した額 B. 個人年金保険料の前年中の支払金額を下の計算式で計算した額 C. 介護医療保険料の前年中の支払額を下の計算式で計算した額 新生命保険料の計算 <table border="1"> <tr> <td>12,000円以下の場合</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下の場合</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下の場合</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超の場合</td> <td>28,000円</td> </tr> </table>	12,000円以下の場合	支払額の全額	12,000円超32,000円以下の場合	支払保険料×1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下の場合	支払保険料×1/4+14,000円	56,000円超の場合	28,000円		
12,000円以下の場合	支払額の全額									
12,000円超32,000円以下の場合	支払保険料×1/2+6,000円									
32,000円超56,000円以下の場合	支払保険料×1/4+14,000円									
56,000円超の場合	28,000円									
※旧契約と新契約の双方で一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ旧契約につき上記(1)の計算式により計算した金額及び新契約につき上記(2)の計算式により計算した金額の合計額(上限28,000円)となります。なお、「一般の生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」の合計適用限度額は70,000円です。										

控除の種類		控除額			
6	地震保険料控除	次のAとBの合計額（上限 25,000 円）			
		A. 地震保険料の前年中の支払額を下の計算式で計算した額			
		50,000 円以下の場合	支払保険料の全額		
		50,000 円超の場合	25,000 円		
7	寄附金控除	平成 21 年度市・県民税より、従来所得控除であった寄附金控除が廃止され、寄附金税額控除が創設されました。（詳しくは「寄附金税額控除について」を参照してください）			
		B. 旧長期損害保険料の前年中の支払額を下の計算式で計算した額			
		5,000 円以下の場合	支払保険料の全額		
		5,000 円超の場合	支払保険料×1/2+2,500 円		
		（最高限度額 10,000 円）			
8	障害者控除	障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族 1 人につき 26 万円 （特別障害者の場合 30 万円）（同居の特別障害者の場合 53 万円）			
9	ひとり親控除	現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で次の（1）～（3）のいずれにも当てはまる方（控除額 30 万円） （1）合計所得金額が 500 万円以下であること （2）総所得金額が 48 万円以下の生計を一にする子がいること 生計を一にする子のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。 （3）事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいないこと			
10	寡婦控除	ひとり親控除に該当しない方で（1）～（3）のいずれにも当てはまる方（控除額 26 万円） （1）合計所得金額が 500 万円以下であること （2）以下のいずれかに該当すること ・夫と死別した後婚姻していない方または夫が生死不明などの方 ・夫と離別した後婚姻をしていない方で扶養親族を有する方 （3）事実上の婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいないこと			
11	勤労学生控除	納税義務者が、前年の合計所得金額が 75 万円以下で、給与所得等以外の所得が 10 万円以下の勤労学生である場合には、26 万円			
12	配偶者控除	納税義務者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が 48 万円以下である場合			
		【配偶者控除額一覧表】			
		配偶者の年齢	納税義務者の前年の合計所得金額		
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
70 歳未満	33 万円	22 万円	11 万円		
70 歳以上	38 万円	26 万円	13 万円		

控除の種類		控除額			
13	配偶者特別控除	納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下である場合で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円を超え133万円以下である場合 【配偶者特別控除額一覧表】			
		配偶者の前年の 合計所得金額	納税義務者の前年の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		480,001円以上 1,000,000円以下	330,000円	220,000円	110,000円
		1,000,001円以上 1,050,000円以下	310,000円	210,000円	110,000円
		1,050,001円以上 1,100,000円以下	260,000円	180,000円	90,000円
		1,100,001円以上 1,150,000円以下	210,000円	140,000円	70,000円
		1,150,001円以上 1,200,000円以下	160,000円	110,000円	60,000円
		1,200,001円以上 1,250,000円以下	110,000円	80,000円	40,000円
		1,250,001円以上 1,300,000円以下	60,000円	40,000円	20,000円
		1,300,001円以上 1,330,000円以下	30,000円	20,000円	10,000円
		1,330,001円以上	—	—	—
		14	扶養控除	配偶者以外の親族で、納税義務者と生計を一にしており、前年の合計所得金額が48万円以下である扶養親族を有する場合に適用されます。 一般の扶養親族（16歳以上） 33万円 特定扶養親族（19歳以上23歳未満） 45万円 老人扶養親族（70歳以上） 38万円 同居老親等扶養親族（70歳以上の父母等） 45万円	
43万円（但し、合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下は29万円、2,450万円超2,500万円以下の場合は15万円、2,500万円超はなし）					
15	基礎控除	43万円（但し、合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下は29万円、2,450万円超2,500万円以下の場合は15万円、2,500万円超はなし）			